

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

[1] 次の記述は、電波法に規定する定義を掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

「電波」とは、□ A □ 以下の周波数の電磁波をいう。

「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための □ B □ をいう。

「無線局」とは、無線設備及び □ C □ の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

	A	B	C
1	300 万ギガヘルツ	通信設備	無線設備の操作の監督を行う者
2	300 万ギガヘルツ	電氣的設備	無線設備の操作を行う者
3	300 万メガヘルツ	通信設備	無線設備の操作を行う者
4	300 万メガヘルツ	電氣的設備	無線設備の操作の監督を行う者

[2] 次の記述は、無線局の落成後の検査について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

第 8 条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るもの等を含む。）及び員数並びに □ A □（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。

の検査は、□ B □ の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第 24 条の 2 第 1 項又は第 24 条の 13 第 1 項の登録を受けた者（「登録点検事業者」又は「登録外国点検事業者」のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る □ B □ を記載した書類を添えて □ C □ の届出をした場合においては、その □ C □ を省略することができる。

	A	B	C
1	時計及び書類	点検の結果	一部
2	時計及び書類	検査の結果	全部
3	周波数測定装置	点検の結果	全部
4	周波数測定装置	検査の結果	一部

[3] 次に掲げる用語の定義のうち、電波法施行規則の規定に合致しないものを下の番号から選べ。

- 「ファクシミリ」とは、電波を利用して、永久的な形に受信するために静止影像を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 「レーダー」とは、決定しようとする位置から発射され、又は再発射される無線信号と基準信号との比較を基礎とする無線測位の設備をいう。
- 「テレメーター」とは、電波を利用して、遠隔地点における測定器の測定結果を自動的に表示し、又は記録するための通信設備をいう。
- 「テレビジョン」とは、電波を利用して、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を送り、又は受けるための通信設備をいう。

[4] 次に掲げる電波の型式を表示する記号のうち、電波の主搬送波の変調の型式が周波数変調、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である 2 以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）のものはどれか、電波法施行規則の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 F 8 E 2 F 7 E 3 F 3 F 4 A 3 E

[5] 次の記述は、高压電気に対する安全施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高压電気（高周波若しくは交流の電圧 □ A □ 又は直流の電圧 750 ボルトを超える電気をいう。）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から □ B □ 以上のものでなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- B □ に満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、□ C □ 以外の者が出入りしない場所にある場合

	A	B	C
1	300 ボルト	2.5 メートル	無線従事者
2	300 ボルト	3 メートル	取扱者
3	350 ボルト	2.5 メートル	取扱者
4	350 ボルト	3 メートル	無線従事者

[6] 第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者が行うことができる無線設備の操作について、電波法施行令の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 航空局の空中線電力 500 ワット以下の無線設備の技術操作
- 2 海岸局の空中線電力 500 ワット以下の無線設備の技術操作
- 3 放送局の空中線電力 50 ワット以下の無線設備の技術操作
- 4 固定局の空中線電力 500 ワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で 30 メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作

[7] 次の記述は、無線通信を妨害した者に対する罰則について電波法の規定に沿って述べたものである。□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

□ A □ の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、□ B □、気象業務、□ C □ 若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金に処する。
の未遂罪は、罰する。

- | A | B | C |
|-----------------|-------|-----------------|
| 1 電気通信業務 | 環境の保全 | 電気事業に係る電気の供給の業務 |
| 2 電気通信業務 | 治安の維持 | ガス事業に係るガスの供給の業務 |
| 3 電気通信業務又は放送の業務 | 災害の防止 | ガス事業に係るガスの供給の業務 |
| 4 電気通信業務又は放送の業務 | 治安の維持 | 電気事業に係る電気の供給の業務 |

[8] 一般通信方法における無線通信の原則について、無線局運用規則の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報終了後一括して訂正しなければならない。
- 3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

[9] 次の記述は、周波数等の変更に関する電波法の規定について述べたものである。□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、□ A □ 必要があるときは、当該無線局の □ B □ に支障を及ぼさない範囲内に限り、無線局の □ C □ の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

- | A | B | C |
|---------------|-------|--------------|
| 1 混信の除去その他特に | 目的の遂行 | 電波の型式若しくは周波数 |
| 2 混信の除去その他特に | 運用 | 周波数若しくは空中線電力 |
| 3 電波の規整その他公益上 | 目的の遂行 | 周波数若しくは空中線電力 |
| 4 電波の規整その他公益上 | 運用 | 電波の型式若しくは周波数 |

[10] 次に掲げるもののうち、無線局の臨時検査が行われる場合に該当するものを、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 総務大臣が電波法の施行を確保するため特に必要があると認めるとき。
- 2 無線局の再免許を受けたとき。
- 3 周波数の指定の変更を受けたとき。
- 4 無線設備の変更の工事を行ったとき。

[11] 次に掲げるもののうち、免許人（包括免許人を除く。）が不正な手段により電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更を行わせたとき、電波法の規定により総務大臣から受けることがある処分を下の番号から選べ。

- 1 電波の型式、周波数又は空中線電力の制限
- 2 6 箇月以内の期間の無線局の運用停止
- 3 無線局の免許の取消し
- 4 運用許容時間の制限

[12] 基地局の免許状は、掲示を困難とする場合を除き、どこに掲げておかなければならないか、電波法施行規則の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1 主たる送信装置の見やすい箇所 | 2 通信室内の見やすい箇所 |
| 3 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所 | 4 受信装置のある場所の見やすい箇所 |